燕石雜志

一 閑四神
二 夷鐘
三 正五九月
四 丙午
附 十二獸
五 奴婢之子
六 関雲長
附 漢壽亭侯印
七 早鬼大臣
八 五噫歌
九 恠力祢
附 九尾
十 物の名
十一 檀那
附 白人
十二 苗字

巻之一止

1曽5
116
1

飯臺簑笠公羽著

燕石雜志

書行文金堂梓

昌倉風賜
重菊翁

門 曾5
號 116
卷 1

燕石雜志序

燕石非石荆玉非玉之多天下
瑠璃琅玕皆玉也然加一荆字者擬
連城為萬乘笏矣石之為石之
者何限也無性非石然添一燕字
為人捨我取之物矣凡人之莫不知
玉勝於石而取懷之得罪者多矣
不若傳拜石為丈韵致於今之高
也曲亭馬琴子隨筆名燕石蓋

足立藏書

人所捨不顧我亦為捨之意一日
袖之来示余之魚奪閣其帙上自天
文廟堂之大小玉輿地里巷之細莫
不有馬援古証人之解惑釋疑又
間以逸話奇談以加賞鑒事讀
者皆忘倦筆端不測殆如米家石
嶺峰峙岸耳岫洞玲瓏寺之侶雲
蒸霧噴奇之怪之山美態不能
手指也抑美則取之用見之捨也

人之性情皆相同獨鼻嗅同横人
面不異焉既已如此編之美而
不得捨之則世人亦如此之
馬琴紙欲獨自取令人捨之同
李甘浪華書賈文金堂江戸出
雲萬笈堂吐美之同諸捧行
可見果人不捨得也此篇一出
于世爭有去皆知義取之不能
指裏亦如余與書賈義之

馬麥姓瀧澤氏其先出于三河
奈祖先示三河人也故余於馬琴
引空名聲音之異乃曾祖名興也
養武藏守玉人真中全直次子
諱興吉為嗣生中生於源頼政
勇臣猪集太守資興吉子諱興
義通兵法善擊剣射騎馬麥吉
其季子也少愛讀書長好著作
自名曰豊曰著作々々雖成稗史
小說無一毫淫猥氣其志
在使諸家備之齊之家全名
節矣不亦大勝夫腐儒輩頭巾
冠右咥鼻比擄拉捺張門戸衆徒
弟講理淡性謝彼罵牛好為人
師終無益名教者乎文金第笈
二書賈与馬琴同請冠余言於此
編遂以此為序
文化七年庚午上元日

北山居逸撰

小笠舟史書

燕石雜志總目錄

卷之壹

一 日の神
二 更鐘
三 正五九月
四 丙午
附 十二獸
五 奴婢之子
六 関雲長
附 漢壽亭侯印
七 早鬼大臣
八 五噫歌
九 帷子絲
附 九尾
十 物の名
十一 檀那
附 白人
十二 苗字

卷之貳

一 古諺の訛
二 人口膾炙の訛
六 房錢
七 夕立
附 大人先生
十 詩歌吉凶

㊂ 時代不同歌合
㊃ 逃水
㊄ 一二の橋

巻之二

㊀ 鬼神餘論
㊁ 蟬丸
附 関東
㊂ 悪禅師
㊃ 正儀義隆

巻之三

㊀ 関東方言
㊁ 挑灯郎
㊂ 白の花
附 折端
㊄ 狂歌
附 五穀豊寿
㊅ 鬼神論
㊆ 一休詠歌
㊇ 八幡右郎
㊈ 浅草事實
㊉ 地名の詭謬
㊊ 四時代謝
㊋ 鬼大手柄
㊌ ろぐそく
㊍ そぐ木
附 長篠
㊏ 字體
附 俗字考

㊐ 團頭
㊑ 藪入
㊒ 猴蟹合戰
㊓ 舌切雀
㊔ 花咲爺
㊕ 猿猴生贈
㊖ 浦嶋之子

巻之五

㊀ 俗呪方
㊁ 田之恠
㊂ 奇異
㊃ 縣神子
㊄ 塞翁馬
㊅ 相撲取黒船
㊆ 西鶴
附 羽川珎重
㊈ 實語教
㊉ 我来也
㊋ 天祿獣
㊌ 伊豆の海
㊍ 六郷橋
㊎ 情死
㊏ 西江月
附 聯句連歌
㊐ 陰陽之數
附 家訓稿餘

奠石雜志總目録完

槩略

抱朴子曰、夫非漢陳之人、不能料明珠於泥淪之蜂、非流血之民、不能識夜光於重崖之裏、雖螟色蚊肩之中、而笑弥天之大鵬、遊牛迹之水、不貴横海之巨鱗、といふ。ひとつらの語を案ずるに、真玉最辨じがたく、真人固より識易からん。玉をもつざるものは燕石を十襲して人をあらざるものは衒裝の信を騫たる。玉と人とは別もちるべし。楚文は下和を挙、昭王は孔子を封ぜんとす。されども吾身を有ながらも、その是非を別とす。されを烏の雌雄と譬へ、誰知烏之雌雄、烏の雌雄もまた別べし。余雅てふ書は余雅云、烏雌雄不可別、翼右掩左雄、左掩右雌、己を知ること難くもあるべきを山鳥の溺死とする小譬へ、山雞有美毛、愛其色、終日不去、目眩則死、と亦是茂先が博物志よりいでたる鳥なり。己を知らば美毛あるとも愛さべくんど。愛せざいいどぞ死ん。孤書境小窮ゆ。孰かわれを悲鳴ひ。人己を知ざれば、オを愛して毋のがれ惑溺と。玉と人をもつざるべし。是非を別とあらんや。古人は情才に過ぎ、今人は才情に過ぎ、王仲任も又いとり。廉を称するものは必貪を。拙をいかりのは誇るならん。予されを念ひられを忘れ、ものぶ己を知るとなり。されて年来閲ぜし古書を披録し。或は物ちれる人の考たりける筆の迹をさぐる。ものれを人に問んとするさまは書ちるべくさまは玉の石に混ずる。緑く降くと数ふべくんば。倘彼虎丘の智識あるべ。そのうちあるを説も喻さば。燕石も点ぜべし。聿小暑を述。例を挙。ものうち巻端に題するふと尤の如し。

○この書通俗を旨とす。更文辞を飾らず。要を提繋を芟りつつ童蒙のみるべし。事実の俗に遠ざかりのあり。又俗に近ざかりのあり。上は

數百年前の史傳らゝやい近日の巷談まぐ。彼此とゆく按録しゝこれを
加るゝ愚考をりとん。實ゝ嘗を釀もるの所みゝ
○字音い假名遣を正さゞ。傍訓細まゝ〻續ゝゝゝゝ。且劇人を号
ぢんとを厥へいゞ。ゝゝとショウをセウとゝ。チャウをテウとする類多り。
本文といへども傭書のゝゝ悟ゝもめるべゝ予ゞ著述書肆ハ請索セ
らるゝりの年中數十卷ゝの故ゝ更ゝ校ゝ正ゝゝゝゝ。傭書嶋岡生
が清書ちゝゝ。ゞゞゝ刑劇氏ゝ屬セ。
○ゝゞゞゝ和い人の学ゝ正ゝゝゞ觀る所い人ゝ觀る所ゝ考る所ゝ人の
考る所ゝ。めゝをバ殊異聞酷ゞゝゝゝゞ一身の意ゝ出ゝゝゝれを十
同の批評ゝ献ゞゝ。曩編ゝ嗜合るものゝゝゞ宜披閲者の筆削ゝ
任とべゝ。
○予好ゝ古人の隨筆を觀るゝ。千萬言ゝゝ取べゝものゝゝゝゝる。

病儒とゆへども。瑣言脞記もるゝ至ゝゝ。遺漏るゝを以ゝ國學ゝ家の儒佛を論
ずるも。又如此るべゝ。況予が淺陋を以論説もる不儒佛神。雅言俗語ゝ至ゝ
一も漏さゞいゝゞ。紕繆るゝゝを以ゝんぶゝ。大方の嗤笑を羞。
○ゝの書豫ゝゝ考正ゝゝ。著述もるゝゝ。又刊行ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ吾家
のゝゝさ。もゞゝ紀ゝゝゝゝ。日書肆ゝ豪棄せられ。それを削去ゝゝとするゝ。昔
漢の王充い。論衡七十六篇を著ゝゝ。篇尤ゝ自己の傳を紀載ゝ。今これゝ
倣んとするゝオの比をゝ。ゝれ彼謝翺の人ゝ羞ゝ。終ゝゝゝゝゝゝ。
ゝゝを羨む。ゝゝれども所難のゝゝゝゝゝ隱ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ぢん。小一人無罪。抱玉而有罪。ゝれ玉を擇ゞ。獨喜ゝ荒石を包
ものい罪ゝゝゝんがゝゝ。漫ゝ自笑ゝゝ。遂ゝ筆を擱く
文化六年己巳春三月上巳。蓑笠隱居題於飯台。
著作堂。

十二臺
琴瑟興繼

曹操
當中敵強將
東虜
公孫曹操
士羊

燕石雜志卷五之下冊追加目録

毎巻述るところ遺漏多ければ巻のをつゝ載すり閲者前後を照さゞい理義いまゞ盡さゞることあるべし

第一 僮聲追考
第二 関羽印追考
第三 十二獸追考
第四 苗字或問
第五 俗字或問
第六 風俗或問
第七 舟屋義貞
第八 あうたうり
第九 ちんちんかみの上
第十 ちんちんかみの下
第十一 鏘
第十二 正五九月辨補
第十三 鳴る考或問
第十四 鬼神或問
第十五 白波
第十六 名詮自性
第十七 伯夷叔齊

此巻一に記す僮の辨の遺漏を補へり

この巻に同巻に載る漢壽亭侯の印を辨補せり

此巻三に記す十二獸考の餘藁なり

この巻に同巻に記す苗字考の遺漏を載せり

此巻三に辨ず俗字の遺漏を追加せり

この巻に同巻に載るゆがを町とのゆがの遺漏を追加せり

此巻に同巻に記す鬼神餘論ようてやうねて辨論せり

別録

別録

別録

この巻に載るゆがを町とのゆがをようて再論ず

此巻に記す正五九月の辨よりさらざるを補へり

この巻に住す浦倉の餘藁なり

此巻に巻の二に記す鬼神論の餘藁なり

この巻に巻四に載る関東方言のゆがを辨補せり

此巻に巻の一に載る苗字辨の遺漏を重出せり

別録

第十八　螢集

此辰の巻一ゝる物名解の遺漏を追加

第十九　造化ノ功

別録

右巻の次第を追ひ出るまゝに某の巻某の辰云云と記るのゝ合ゝ考へをめらんかるゝ古人云書を校る王風葉塵埃の如ゝ況ゝこの書のゝ前ゝ備書ゝを後ゝ剛人あゝ僅ゝその鑿を芟といへどもいまゝ是らざる紙補ひ畫さゝど今茲正月下旬ゝ草を起ゝ七月上旬ゝ稿ゝ果その間別ゝ種くの小説を著述ゝ撰纂麗漏ゝ此四ゝ閑めゝ亦復考正んべゝ

黄石雜志追加目録　完

江戸　叢筆軒　瀧澤解　瑣吉述

㊀日の神

天野信景主の云春ゝ秋内ゝ事ニ云日者陽徳之母也　天朝以ニ日ノ神ヲ配ニ女ゝ神ニ国有ゝ故。亦云淮南子ニ云月ハ天之使也　持神代紀一書説日ノ神以月讃尊遣下ゝ土ニ蓋取ゝ之と

〇夜ハゝとゝもるとも訓ゝれば日をひとゝもいるとも訓べゝ神代紀ふ　大日霊尊ゝ契沖師ゝ考へゝて埴ゝ日見ゝ日見ゝ日見

(二) 更撞

更ハ漏刻の名ヲ周之遺事宮漏有六更君王得累起

時の撞鼓をうつこと和漢いづれの時よりとはらを詳にせず事物紀原云。更ー點起於易繫九卓重門擊柝之説。自黄帝時也。と

そもそも按ずるに易繫辭下傳云。重門擊柝。以待暴客蓋取諸豫。と豫えたり柝ハ拍子木なり拍子木を強くうつ内更点ハ畏るべくん欤六更のるの宋の洪邁が俗考にのべたり

左に故録と

俗ー考云。漢書候士百餘人。五ー分夜擊刁ー斗。〇鮮按正字通刁字下云本廣傳刁非自ー守。師古曰。夜有五更。故

注。古者軍有刁斗。彼此予有刁斗之刁音貂。並

改刁為刁。不知史傳有刁斗無斗。斗不必讀刁也。

分而持之。唐六典太ー史門典鐘二百八十人。掌鐘漏

正五板ー逓什二十五。而刻漏。皆去五更後二

點。又并初ー更去其二ー點。首ー尾止二十一點。至今仍之。

故曰。一ー更三ー點禁人行。五ー更三ー點放人行。宋大ー祖以

鼓爻鶯寢。遂易以鐵磬。凡更鼓之變也。或謂之鉦即

今之雲板也。衛公兵法曰。鼓三百二十三槌為一ー通

角吹十二聲為一ー疊。鼓止角動也。司ー馬法曰。鼓四

通為大蠶。夜ー半三ー通為晨ー戒。日ー晡三ー通為發ー餉。今

早ー晩各止三ー通。其鐘聲則一百八撞。以應十二月。二

十四氣。七十二ー候之數。この説よられば更点ハ秦漢以前既よれ

あり或ハ鼓をうつ或ハ鐘をうつ或ハ柝をうつ衛公の鼓ハ二百三

十三槌宋朝の撞声一百零八天朝の撞声七十二その十二時ハ各二撞

とをかえ合ー了一百八となるとハいとその数宋の撞声ハ周ー時の

撞の声を大玄経ハ元ーと南巾幣志ハ亦元門関の注ハ懼阿含経を引て時の

撞の声を識されど呼ハ鐘ハ舒明紀ハ天皇八年己丑朔。大流王謂

豊浦大臣。群卿及百寮。朝参已懈。自今以後。卯始朝
之。二後退之。因以鐘為鄙岐大臣不從。とゝふへゝたり
ゝれども このゝん時まいやゝ行まゝど　天智天皇の十年に萬書中實水泉
を献同年の夏四月ちゝめゝ漏刻を用ひ鐘鼓を動ゝ候時を初ゝ
ゝ日本紀にゝえゝゝり時の鐘ゝゝゝゝへ　天智の御宇ゝゝ造られ日本紀の末巻に拾遺
鼓のゆゝゝゝゝ延喜式にゝえたり亦夜行公用のゝと本朝文粋にえも掘るあゝ火急ゝゝと
素甫邊志にゝ至夜行器は今の夜巡ゝゝゝゝ

更點之圖

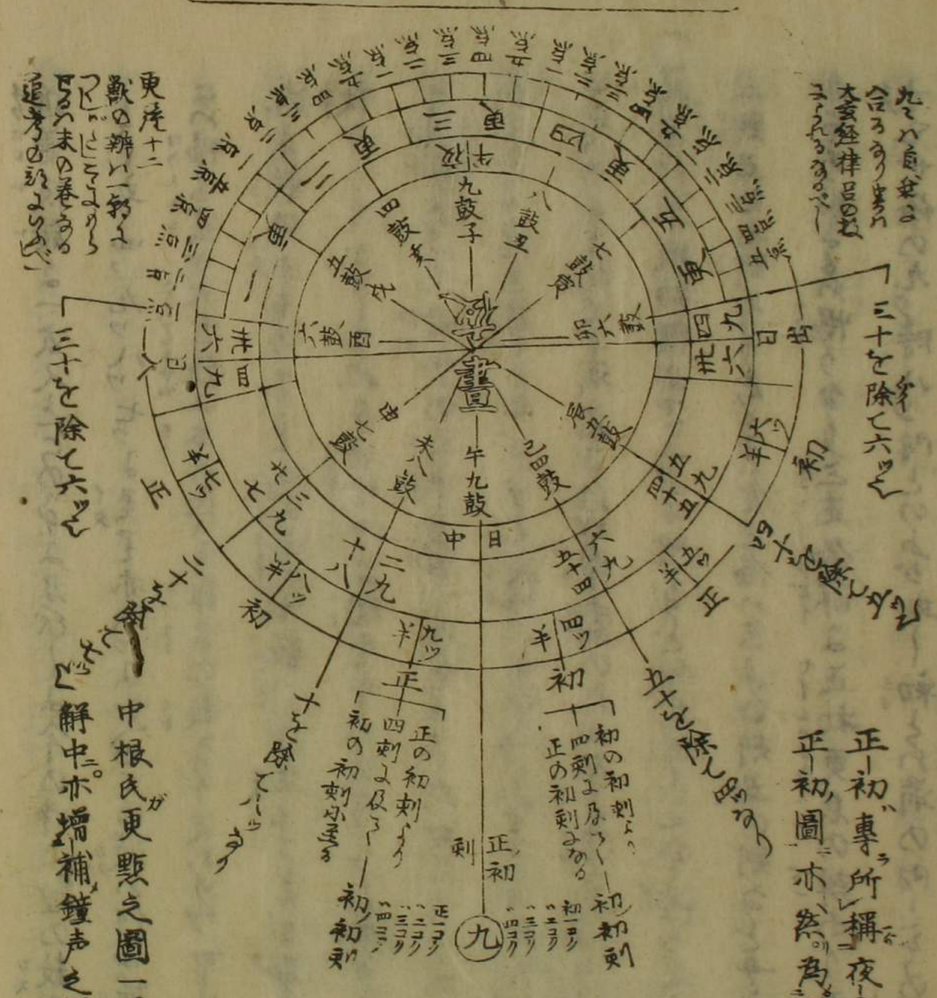
九ツ八百刻ニ合ルヨリ半ハ大変経律呂ニ
三十を除て六ツ
正初
初
正
初
正
初
正

一ト時ハ正初十刻ヨリ一更ヨリ五点あり」十二時ハ十二獣を配当〳〵唱るハ和漢今昔ともに同じ也。我俗鐘声ハ周ク已時を四ツ午時を九ツ時など唱るハ本据なり。三正俗解ともこれを辨ぜず今の世の下司なるものの衣服の新舊を論じ〻これハ九ツ比彼ハ七ツ比などいふを昔ハ午の時申の時といふ歟さればこの俚語も又存ずるを平記ハ武者の出立をいふ処にいとゞ已の時ハ燈直無しと書こと是則今俗の四ツ比といふが如〻亦江戸の俗佛堂に参ずる大念仏ハ食〻ふ証を鳴らしをさうばをうつといふさうだい早晩ハ〻ふ暮勤行の気なり

㊂ 正五九月

正五九月を避ることハ宋の時の俗忌なれば本邦ハ障ともなるべ〻事文前集云。今之士官者。忌正五九月。或謂宋朝火德。故生於寅日。午墓於戌。此三箇月謂之災月。官員例減禄。科無羊。故謂無羊之月。喪皆避之。陰陽家云。武德。此三月。不行死刑禁屠殺。又五雑組云。清法雑志云。佛法以正五九月為齋素月。不宜宰殺。足徴浴見。とのゝ我俗この三箇月い娶招さく禁るといふことハ〻ひるがゝ

㊃ 丙午 十二獣 附

五雑組ハ吹劍録を引て云。丙午丁未年。中國遇之少有災。然亦有不盡然者。即百六陽九亦如是耳。曲亭子云。我俗一ハ未ハ丙午庚申の年を忌ること甚〻或いハ女子丙午の年ハ生るゝの人ハその良人を食ふ或ハいふ庚申の日ハ孕ひとあれバその子必盗賊となる故ハ庚申の日子ある毋ハ子を生りのいとのゝ名づくるハ金をもて〻ものゝ絶ぐ本説なり宋ゟ以降人の命運を終どるものハ〻ハ生まれ〻ハその年をのゝ忌そのゝ日をのゝ忌そのゝ月をのゝ忌とのゝふうをなゞ年を忌バ月を忌

月を忌べし子を忌べし子丑寅卯の十二支戌酉
獣に当たる後漢のころより既に事はやに辨ぜべし丙讀為火之
兄。丙者。言陽道著明。故曰丙。正字通云。篆作丙。亦作
炳。陽火也。从火。光天之下盛大發揚也。云云。午も亦陽火也
四方に配すれば南方なり四時に配すれば夏なり月に配すれば
五月なり時に配すれば日中なり故に丙午の年必火災ありとの說
俗說に從へば丙午の年大災ありとなべ壬子の年も亦水厄ありとせん壬
讀為水之兄。壬之為言任也。言陽氣任養生物也。午者
陰に屬し四方に配すれば北方なり四時に配すれば冬なり月に配
すれば十一月なり時に配すれば夜半なり世俗只丙午の年に火災あ
りといふのみ壬子の年に水厄ありといふ丙午の說も信ずるに足らず
縱令ありとても偶然なるのみ況云太歲在午曰敦牂

敦盛也。牂壯也。言萬物壯盛也。亦云午者陰陽交而
愕布。故曰午。午者書に作ては忤なりとあり忤は繆なり逆なり違と
も讀て愕布は分布し阻礙不依順曰愕といへばこれらの說よりして午の年
に生れたる婦を忌むやうなりとも緣命家の說に生たる年をのがれんと
いふことは絶てなし丙午の年を忌べ丙午の年をのがれて生たる女も忌に足らず庚申の俗
忌は準ずるべし

○俗說に大約男子は二十五と四十二を厄年とし女子は十九と三十三を厄年とす
その陰陽の數に陰陽あり陽は奇の數陰は偶の數なり故に男子
の年二十五に至るのいとれを按ずる又四十二はその數なる陰に屬して陽
なり且四二を繞て死と男子最これを懼亦十九は陰の數九は陽の數なり
その陰陽あり陽却て陰あり故に女子これを懼る三十三はその數陽を重
且事の敗藉をなを俚諺に散々といふ三三と散々とその訓ずるはをもて

最られを地そとひふ毛究めゝ〜猶すゝ霊櫃巻十八
加ふ十六、七五、三十四 四十三、五十二、六十一 られを年忌とゝる本づの之 拾芥抄ノ戒とる不の厄年十三十五
年と四十九六十一八十五九十九ゆゝの如くゝえたり今の俗説と同じめらど
ひらゼその年を定厄ゆゝん聖人とゝいども厄ゝ陳蔡ノ脱ゼゆゝびたれども
その二十五歳と四十二歳ゆゝよりゝ〜ゆゝる厄ありとゝの説を学とゆゝ世ノ死
生の訓よりゝそゝべゝ〜ゝたと唱ゆゝを忌りのゆゝ生ゆゝるりのゆゝ必死と忌とゝふ
ゝも脱ゞゝれゝ死ゆゝりその志と唱ゆゝを忌ゝ〜何の益ゆゝある迷ゝと甚〜と
ゝゝべ〜男子廿四五歳ゝり四十前後ゝゞ動ゝれゝば好色ゝよりて禍媒をゆゝん
ゝの有女ゝの十八九ゝり三十歳前後ゝ及ぶりのもゝたゝりみゞゆ〜禍を
懷ゝとゝれゝ彼ゝ前厄ゝ此ゝ後厄ゝと稱〜ゝれをその年ゝ物と禍門
ゆゝ〜ゝゞゝゝその年を数ゝ〜ゝ彼ゝ〜ゝ戰〜競〜ゝ〜ゝその猫を頂
生涯厄難ゆゝゝん物祷ゝよりゝ〜

○人の生年の支干小ゝゝその吉凶禍福を論ずゝる唐山ゝものとふゝくゝりゝ
ゝ事一文類聚ニ云。東城父一老傳云。唐明皇以乙酉生而
喜ニ鬬鷄。是兆一乱之象也とゝゝり亦朱翼猫睛可以辨十
二一時。而子為時一先。故猫食鼠。とゝゝふとゝゝり一友人の説ゝ法苑珠
林第四十巻ゝ引ゝとゝゝの大集経の説ゝ肉ゝ十二支を十二獣小配当ゝ〜ゝ仏
説ゝり起ゝ之ゝり志ゝゝゝる大集経ゝゝ虎ゝ〜ゝ獅子ゝゝり獅ゝゝ唐山ゝゝゝ獣ゝゝ
ゝ虎ゝゝゝゝゝゝゝゝんとゝゝり技ゝゝゝる仏法ゝ漢の明帝の時ゝゝゝ唐山ゝゝゝ
ゝゝり王充ゝ後漢の人ゝゝゝその述作ゝ〜論衡ゝゝゝゝゝば寅ゝ木也。其ノ禽虎
也。戌ノ土也。其ノ禽犬也。丑ノ亦土也。其ノ禽牛也。未ハ其ノ禽羊
也。木ハ勝ツ土。故ニ犬ハ畏ル牛羊。為ニ虎所ニ服也。亥ハ水也。其ノ禽豕
也。巳ハ火也。其ノ禽蛇也。子ハ亦水也。其ノ禽鼠也。午モ亦火也。
其ノ禽馬也。水ハ勝ツ火。故豕食ヒ蛇。火為水ニ所ニ害。故馬食ヒ鼠。

屎而腹脹云云。又云子鼠也酉雞也卯兎也水勝火鼠
何不逐馬。金勝木雞何不啄兎。亥豕也。未羊也。丑牛
也。土勝水。牛羊何不殺豕。巳蛇也。申猴也。火勝金。蛇
何不食猕猴。猕猴者畏鼠也。鼠水也。
猕猴金也。水不勝金。猴何故畏犬。見于巻三第九三張云云の数語あり
且佛経を釋するものハ姚秦の羅什李唐の玄奘小乙〳〵具足りたるハ大
集経の説ハ後ろと論衡ハ説とを生ずるもとるべきに古今類書纂要小生
肖の辨あり。曰。子ハ属鼠。鼠無牙。丑属牛。牛無蟲。寅
属虎。虎無項。卯属兎。兎無脣。辰属龍。龍無耳。聽
以角。巳属蛇。蛇無足。午属馬。馬無胆。未属羊。羊無瞳。
申属猴。猴無脾。酉属鶏。鶏無陽。戌属犬。犬無胃。亥属
猪。猪無筋。これを生肖とのたり。肖に似るとめ出べき事物紀原に黄帝

五子丑十二辰。以名月。又以十二名獸属之。どゝの説も
亦延べたり。
○凡諸のおこれるものハ変ずるこれを約ずるとうと唱へをとと唱へ
とうをとうと唱へをおと唱るなり十二支よりぞ出たりとを秋ハ鶏を
とうとのを続を附猪の床るどのとうさられうをうへををとおるも続
ぶと行るも久〳〵耳うれとハけえ
五 奴婢の子
今俗の常談に夫婦離別するとるものハ男兄ハ父に後ひ女子ハ母に
役ふとのハとろ〳〵男女をうべるよりうく妻を去るものをを冬一
属らるゝが古法なるに行に据るとめ〳〵いふまとと不審ものから法書至要抄を
関るに附るとあり
法曹至要抄中巻第五十二條に云

一 奴婢合所生子可従母事

捕亡令云。両家奴婢。俱逃亡。合生子。並従母。義解云。

謂官私奴婢与官戸家人。合生男女亦同。

案之。殘奴婢者。律比畜産。仍所生之子。皆従母。

如奴婢逃亡。所合生子。

令属母。故令云。両家奴婢。畜産。

令云。家人所生子孫。

不得盡頭駈使及賣買。

案之至于累代賤隷之類。子孫義而可傳。但臨時追後之後。苗裔絶而無仕矣。

古法。同書同巻第五十一條云。

一 家人所生子孫相義可為家人事

戸令云。家人所生子孫。相義為家人。皆任本主駈使。

(六)関雲長 漢毒事侯印附

演義三國志巻之一。宴桃園豪傑三結義 聖歎本云云玄本 又劉関張桃園結義と題し毎本題目又大同小異あり文もまた長短あり

髯長二尺。面如重棗。脣若塗硃。一本作とあり重棗は紫色なり

目如鳳眼。臥蚕眉。

身長九尺

髯を重束といふは五雑組にいへるにあり束を棗と誤たる歟とぞ

ぶる漆の上へ又漆を塗かけたるを重漆といへば重棗は棗の色の如

をゆるすやとある人のひらり後より萬曆版の演義三國志をうつす面如
熏 裏とありこれまた義を沢らうし熏いふとべると列を亦紅より黒色と
帶たるべき墨を熏る如しとのべ面右士の相貌ゆゑ中ちる從本ハ墨の
字の爪を脱しうつ重要より悟りたりとちめて曉りぬ
國の余象斗が演義全像三國志評林京本と称ス 巻の五 関雲長 延津
誅ニ文醜ト云の條より曹操壽亭侯の印を繕ふ張遼しうつ関公に賜り
しかるに愛べど漢字を加へて再び彫りしうつ関公笑ふ丞相うつうが意を
ちれんとのみうつ遂に受ふりとちる ちり金聖歎本まこの敘行を削去て
注しうついつらく莫壽地ノ名。亭侯爵ノ名。俗本此ノ處多ク訛。今依テ
古本ニ削去ル。とちるうつ亦外書しうつ云れを辨ずるゆ甚精細ありこれ聖歎が
發明のそなるうつど王崇筒が呉侯箋紀よりも又とこの論あり
王崇筒云。関雲長封漢壽亭侯。本亭名漢壽ノ人

稱壽亭侯ト誤。以漢字ヲ属上

天朝天明四年二月廿三日發刊

ゆうえうとるの疑べ記ゆあり
國那河郡滋賀嶋の土中巨石のやうより漢委奴國王印を掘りしうう
ありその圖説好古日録ゆうえうう亦同書ゆ宜和集ゆ載ときの親
魏委王の印を載たりこれ漢魏共ゆその國号を印文ゆ冠らず證
とたべしこの例をゆそ推とれば漢の壽亭侯と喝るを悟ゆとものあり
ひゆうのいべ外國を封ずるゆ國号を稱ずるゆありともその土の辰しる
りのを封ずちんゆ國号を稱ずる例ゆうと難ちん欽漢の季ゆ至て諸侯
叛ずうつ盗賊蜂起しうつ位を簒りの數ゆうべうの時ゆ當うつ曹操執政しう
那を封侯しうつその印を繕とあうんゆ漢の壽亭侯と稱ずるも由ゆう
とのべうべ宜和集ゆ載ずる不の親魏委王の印ゆ國史ゆあいざるべ
後人の偽造ありともりのべし近屬滋賀嶋の土中ゆり掘出せし漢委

奴國王ノ印ハ好古日録の編者既ニ考る所あり漢字を屬らるの證とも
べき欽金聖歎蜀志を引て大將軍費禕會諸將于漢壽亭といふこと
ハ漢壽ハ亭の名なるを疑なれりのみならず予首肯て決ず博賢
家よたづぬべし

○漢壽亭侯の印を唐山土中より掘出せりこれハ世くの
良家関王を尊信せるの印を鑄てその廟へ納るを所見あると一友
人ひけらく考ぬるに追書なべし唐山より関羽の神靈をおろせ
る唐以前ハ世くふるくこれを信ぜず宋より以後世人ふるくこれを信ぜるゆ五雜組
にもりかくて関羽の印といふものなる　朝鮮も傳来しこれあり洛の東北
院に勅封の漢壽亭侯の印あり人これをふるき紙に打て与えるとい
ふ雍州府志山州名迹志に載されば是不成ものなる又近時心城禪師
のもち渡られしもありその印ハ好古日録に載たり亦某の蕃に藏るる関

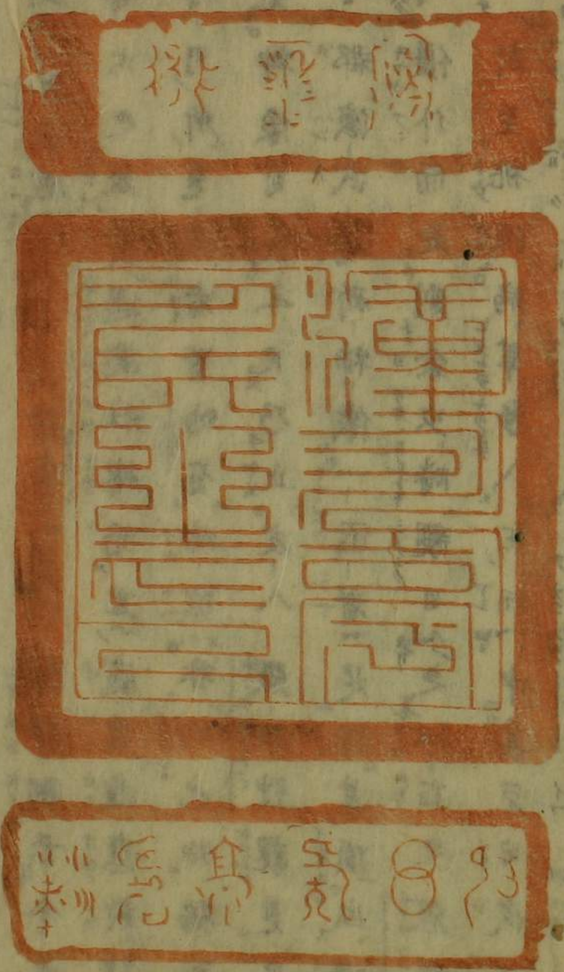

コレ心越ノ摹ノ摹本ル
モノニシテ関帝廟
ノ印カ下ニ横スル
印ト大同小異
アリ考ベシ

コノ印好古日録ニノセタリ編者ノ考ニハ僧
心越摹ノ本ルトコロ関羽ノ印トイフ今水戸ノ一
佛刹ニナヘサム印文四字ニシテ三字ハ蒙古字今ハ
花押ナラン疑フハ胡元ノ時鑄所ノ関帝廟ノ印ナ
ルベシトコヘリ

印の印とゝ[illegible]のゝ是心越の携[illegible]れる、の欠[illegible]を好古日録に載せるものとおゝ考るに大同小異あり予が眼を過るところの二種に過ぎず孔明が陣太鼓長崎某の家の炭斗に[illegible]あり[illegible]南縣子が西遊記とゝ[illegible]れば関羽の生印とおうとも[illegible]けれど摸する所のものゝ多関帝廟の印ゝ

◯関羽が神灵感應あるゆへ諸書よりんや謝肇淛云今天下の神祠香火之盛莫過関壯繆而其威靈感應載諸傳記及耳目所見聞者皆灼有的據非幻也如禍列□亂之先神像自動三日乃止友人張叔弢親見之萬曆間吾郡演武場新神像一匠者足踏其頂出嫚褻語無柯僵仆而死則余少時親目之矣右之張觀察堯文上計至桃源病草移入王紹徽上計日夜哀禱經七日復蘇親見神撲其魂以泄張君言之歷歷如在目前者亦異亦云王自唐以前未之有聞迨宋以鹽池一事遂著靈旦張道陵於漢季爲黄巾妖賊王以破黄巾起家而冥冥之中又聽天師號令使其偽耶則滋蠹顯僇之使其真耶吾未見道陵之賢於王也此蓋不可解者也五雜俎見于卷十五第十五張及十六張

曲亭子云関羽種植が如何本邦の画工これを画くとも何ハ婦幼もるゝゝの関羽種植なるこゝを知る彼孔門の十哲の如ハ却てゝゝざるの多くり世俗兵勇を稱ゝ奇を好むのゝ賢者の世ゝゝざる固より故あり

⑦ 早植大臣

鍾植ハ原菌の名なれど本草綱目并に諸類書ホに逸志を引く唐の玄宗帝の夢に終南山なる鍾植の灵虚純の鬼を退治ゝゝを載せるゝゝも猿楽なるゝに他ゝゝゝゝ婦幼もをゝゝその名をゝれをゝ

虚説なるゝ事は曩日井澤氏が俗説辨よりこれを今俗いこれを種植
大臣と稱せ逸志は載せしとの終南山の種植は落葉の進士なるゝ大臣
と稱せるその謂なり　按ずるに源子盛衰記巻一五節の夜闇の所に
昔周成王の忠臣にキリウとの兵あり　依勸賞位至丞相早鬼大臣と
稱せとの文えたりこの妄説の説を又傳へやり種植と早鬼と音
近ぢをり〜混じ〜種植大臣とのまやまん盛衰記よりの早鬼の説は
考る和〜妄誕なるべし

八　五噫歌

榊苍弦苑よりたるどのよのぼりてくれびあめがーたらもよけよりて今ごとき物
延喜日本紀竟宴和歌藻原時平　大鷦鷯天皇　仁德
天皇の御歌よりて民のゆたかなるがいとなりあいそなるあやまれるなり
とりて　その書　標注に盛衰紀を引て延喜帝の御字に飢饉疫癘

起ってて天下に餓死するものの妻〜いろ〜の民の竈もまだいひ烟絶せぬ御代に
たちまちうれしがる歌を思食出て

高殿やよのぼりてくれば烟たつ民のかまどに張ひにけり

かゝるされしまどのあれ水漬よあるうをいひりされる歌愚按ずる
に水漬仁德紀に　上の天ハ界ノ民　四年とせうに二月にたろ紀ろよのぼりてくらるの民
のとまりをんのひてくりありたえさびしくがいうりのちに三年たまをみとめ
ちのへのうちのどりをとゞめさせあひ紀さて七年とせし、四月に又たうふのぼ
て御覽ぜしよたまのもろよだいひてくれらんだられるとびみどうとせあひ
たろ紀よのぼりてくれば烟たく曲亭に云盛衰紀のあやまりのへばさてこと水漬
いせに假字の日本紀とのあめれど高紀屋の御製日本紀に載られざれぞ
ばつるの時平公のかを悔傳とるまで

延喜六年日本紀竟宴和歌

得大鷦鷯天皇

左大臣従二位兼左衛門大将藤原朝臣時平

多賀度能児乃保利天美禮波妻女能之多子毋

尓計右利豆伊万蘇度美奴留

榊巷港苑なりめの〜仁比のをうるあやまれを再拔もるよこの高樓の

和歌よう〜似るい梁鴻ゞ五噫歌あり後漢書ゆ十二巻見

梁鴻東出関。過京師作歌曰。陟彼北邙兮噫。顧瞻

帝京兮噫。宮闕崔嵬兮噫。民之劬勞兮噫。遼遼未

央兮噫。肅宗聞而非之。求鴻不得。見事業求

れい北邙山の巓ゝり帝闕ゆ美盡せる瞻をる〜民の苦労をのさめる〜

又ゝゝのよ云云の和歌い帝闕ゝり民間の景迹をうをゝ〜民の苦労

を憐ゝ思つる仁徳帝の御心ゝゝ〜ゝ深く思ゝ〜ゝを知るゝ〜その旋ゝ

異なれどもとゞ言葉いゝ〜あくり

九 恠力祢九尾附

簫簋拔といふものゆ晴明が母い化来の人なり遊女往来のものとなりめ

を猫嶋ゝゝ〜ゆる人ゆ留られ三年滞留ある間ゆ今の晴明誕生あり既

ゆ童子三歳の暮歌一首をつゝゝ〜ねゆゝ〜曰恋〜ゝゝ〜ゝゝ〜ゝ

和泉ゝるゝの田の畦のうゝゝ菖蒲の菖と菖ゝのひとり紀淑ゝゝ失ゝり

晴明ゝ洛ゆゝゝ〜ゝゝ母の孫ゆ〜ゝ歌を掛行と掛りひ和泉國へ孚行ゝの

田の畦を踏入をゝ〜ゝゝれば社壇ゝられゆり伏拝ゝゝ〜母の抵ゝを初祭を

ゝ〜古老登ゝる狐一匹ゝるゝゝゆ出来り我ゝを汝が母なれとゆて失ゝり

ゝれ即ゝの田の畦ゝ〜御坐ゝり云云曲亭子云簠簋拔の疑妻なるを

い世人をゝ〜ゝゝれるゝゝ〜原ゝの狐の女ゆ化〜て人の妻ゆゝりけるはい

水鏡の説ゝゝりて似り殺ゝるゝゝゝ〜又恋〜ゝゝゝ〜ゝゝ

和泉ゝる云云の説も本歌ゝり古今著聞集云鳥羽宮天王寺別当

四の寺の五智光院に御坐のりくるに鎌倉前右大将頼朝まゐられたり
りう三浦十郎左衛門義連梶原景時ぞ共に伺ひける御対面の後退出のに
甚弱の尼一人いでまゐり右大将に向て申ところ文書を一枚とりて
しく云和泉國に相傳の所領のひを入て毋とられしゆを持ちゆべき
由の甚弱ぎよりて事申びひ君たまれ上洛ゆべ中入ゆらんと仕ゆべき
中つぐ人もゆらんびたぐ直に見参に入ゆらんとそその文書を捧うるれば
大将えびめくうりくそのひりり文書のどく一定相傳のれ申ゆとと
とられるまいうぞう偽をび中しゆべれたびひらんさにめれるは
こ中ゆれば義連に硯をもぐもとまゐて書ゆたり
ゆれば墨硯もりて筆染てうちあんどくうぶりちゆひる扇に一首の
歌を書くゝ揚ひり

りづこるるものぐの歌のあまさにりとの古歌にたちらるだ

出ず巻之十二 第九十三頁

云云この歌を本にて狐がうみたりとの歌を伝るなりしたる言太べ
富の茶のうらえとるるに夫木集 巻之廿四 雑部 隆祐朝臣

それなりりて伝びうらるたぐれてるちの田の蒙を染つくんらイ

ホ六帖ふ よ人 ちふぐ 和泉ある信太の蒙の楠の千枝よりれてゆめをとを持
ちどうみたるをちひうしたるるべさそこの簓簓抜の本文ハ水境 欽明天
皇の時に云野干をこうとと作りしハちとの法りハちのく感に作りし人者
ちゆめをりとひとく物くりりしふ望ありて女にひ作りた此をこゆる
らひうりてうみゆるりるん中とのひたけをんなりるものさまんにちどぶ
べ〻とのひ〻ゆであひぐく家にるへ〻ちひ行るをのとで一人うきうきせ
と〻原をもぐもとる家にある犬十二月十五日にるをうえてれそのひねのさすと
しゆとるびとこのめの女をこるるびどるほうりてぐりの妻の女にみぐぐ
く思にられとろしとてとりとひ〻ぐどもをうとの男さうだりたとめの妻にる

きこゆる女どもの物ゐせんとて如うとの屋のまたちのとりの犬ち
まゝくめの女をとらんとて此めの女井ごろたかそれくそゝぐ世千
みりと面がたのうくはのぼりてをとりをとりだをえてゝおさまりとひ
かちひちくゝんぢとうれとぶるるまさぐよりをきてうりんちをまま
るべかゝんべつまさゝゝ物ゝとひゝゝうべその沈まりてゝ弦ゝぐりたさときうね
とんやゝめゝりゝそのめゝそのの花ゝめのりをゐんきと作りしそのうきたり匠
まをびさつとぶ ゝうゝゝちゝつまくゝちゝることとぶるの郷ゝ作りきと
記ゝたり 簠簋 拔の他者ゐこの物ゝうりを又母ゝうゝ晴明ゐ狐のまと
りのめりめる怪談ハ奥義抄などもあきゝえんたれどまを浸たる説をれば
ゐまゝうゐうけん事反後集ゐ續世説を引ゝ孫恪が妻なりる袁氏と
ひふりの良人ゐ携られゝ任ゐ南海ゐ赴くゝとた峽山寺とのゐ山院ゐ預ゝ
無 號 変化 幾 湮 冥。別 被恩 情 役此心。不如 逐 伴 歸 山

広。長 笑 一 声 煙 霧 深。と壁ゐ題ゝ筆を棄張とあり樹ゐ躍ゝ失
ゝうとゐ説も和漢同日の寓言ゝ信じるゐ見ゝ人得水説ゐまて絵ゐとひ
ゝゝべ野干をさゝうとひとめゝうを紀されたゝもてゝ狐ハさう
れゝもくつねとも切ゐとも常ゐ又狐をゐがたうめとものゝうて毋りゐ
おさゝうゐハ姥刀絵狸ハ田を姥ゐるべゝ狐を姥刀絵とゐうハ兼盛の歌
ゐ山賊を山のとねと読ゝ催馬樂ゐ蜜をおとものと絵うとゐるゐ準べ
たちつとをとゐ通ひゝくとねともたうめともうめれが飯綱のいもがのうを
畏ゝ 飯成の飯綱 ゝうゝうゝうゝ狐ゝうゝ狐ゝうゝ狐

塚ゝ樹に登るものとしるす出于摂神紀萬葉集に野干玉と書てぬばたまと
訓ゝるは狐は陰獸にて夜をしねとをれば昼なるべゝ又さるまの異
名をかるゝといふは人を魅とりのるべし又伊賀專とも出るゝ
新猿樂記に云ゝ一説に伊賀に白狐を專御前と唱るといふ
是は伊賀といふ文字に付て欺信ずゝ專は和名抄に宇女老女の
一稱なるゝ和名抄に云ゝ唐山の古説に狐は千古の淫婦ゝその
名を阿紫といふ是ゝ狐も專と呼るゝ河海抄に女へ
狐なりといふ今俗に狐に化ゝ狐の説に云ゝ又狐を倉
稲魂の使者といふは彼が霊なるゝ恐れゝその神祠を建たゝ
稲荷と稱ゝ紀ゝのあれば稲荷を音に唱る故婦幼はかたゝ
ゝ夜の殿と呼ぶも皆ゝ稲荷の社壇に置木狐に玉と鍵を銜たる
倉稲魂のたゝを象り鍵は神五穀を主るゝ故ゝ倉廩を
守る義を表するゝ狐を神とゝ紀ゝるものと古ゝ續古事談に云ゝ
ゝ野干を神の躰とするゝ社のほとりにゝ狐を射ゝるものありしを
ゝの化科ありゝの素陣の定めに及びゝ諸卿さゝめゝる中に
帥大納言経信卿申ゝゝ白ゝ龍之臭勢懸預諸之寮網寮網
一本作猟網とゝ答ゝりうちにゝゝゝ神ゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝを射ゝゝゝゝゝ
の臭のゝゝゝゝゝ

之号「未」見「首」丘之實といふ秀句ハのごとくなる　後三條院いとの
定文を御覽じてくあやうく感ぜさせ給ひ隆綱が宰相中將を過分に
とひなるべし〻元暦事之ゝり伊勢大神宮八幡宮いとゞ坊〻ゝんとそ
作られける　見于卷之二第十二段　かゝるとゞ狐を神とゝ祭るゆゑその由来久〻昔唐山ハ
悟ゝ山ゝ草鞋を被ゝるものゝ多ゝ喪人その敗鞋なるをもらゝどゝ
祭れば必霊ありとゝ今我俗ハ人ハ過たりその狐なるをもりつゝ神ゝ
ゝと尊信とその美草鞋大王ゆうたりや芳まりや佐渡ゝ狸のミありゝ
狐なゝされハ狸のゝ人ゝ憑ゆゆゝとゞ四國ハも狐ハ渡らゞとゝふゝ但近属
別ハ白狐のゝゝとゝとゝり是否ハ未ゝ

○物の妖なるゆゆ狐ゆゝんゝりめゝもゝれども物ハ異類を欺ゞ老狐の美女ゝ
なるゆハゝ人ゝ妻とゝりゝくゝるを生ゝとゝゝゝ狐狸ハ種類なれども狐と狸
とゝゝゝりそゝるを生るゆゆを牝ゞ犬と雌犬ゝゝ同物なれども牧ハ小大短
長ゝ便なるれば尾らゞ鴻雁蒙萑の類その秋の相似ゝるヒのゝゝ雄
雄ゝ混合ゝゝるハ自然の理なり鴇ゝ性淫なるものゝゝ
鳥とゝゝゝんゆを求むゝりゝ鴇の栖む山ゝハ餘なるハゝゝとゝゝ鴇一
作ル鶴ニ似テ大ナル雁ニ無レアト後ニ趾アレトフアリ。虎ニ文セイグン。性群キヨス居。俗呼ヨベリドン獨ヒトリ。老ロウ鼓似
ゝゝ故ニ老ロウ鼓名ニ鴇ノ子ト洪邁マイガ俗考ようえゝゝりゝとゝゝゝゝゝ
ゝゝゝ邦ニなるれば實マコトゝ言ゝとゝゝゝゝゝ亀ゝ又雄なるれるめゝゝ蛇ヘビとゝゝゝ兎
ゝゝ牡なるれるものゝゝ明月の影を視ゝ孕むとゝゝゝ古説あれどゝゝ寓言ゝ
亀の雌雄ハゝゝらゝゝゝ兎の牝牡ハゝゝゝゝ牡ハゝゝゝゝゝ生ゝ物雌あれば
必雄あり牡あれば必ゝ牝ありゝれゝも又自然の理ゝ人ハ倮虫の長万物
の霊なるものなれど妻慾なる家ゝ善悪相半ゝ狂夫慾火の林ゝゝゝゝ
ゆゝゝゝも欲ひゝ犬猫狐狸ゝ淫なるものハゝゝゝ人狐狸を喜ゝゝ狐狸又
人を苦ぶべゝゝゝ婦女子の蛇ゝ魅ゝゝゝゝゝ

くその虚實をもるべしかるゆゑに故事とすりて人終に疑をのこす怪
しべんゆゑ
問ふ島の雌雄をめとをとるふるのその字い准ずりてとりぢ
うぐひとるぐのもつ隼るべしもぐめひぐるめ山ぐるめ四十めるめるどめめい
群とぐぶりのるれびめをそえて唱ふれる歌ひれの約めるるるいい曩ふ
ぐりその沈井のれ巽沖師の説ぐりてうぐひとい愛食巣ぐとるもぐめ
るどのれ訓ふ蛇足の辯をるるるりのふ書つりるる怪あり紀南留辺
志ふ雀部さるぐべとるむさ紀とるるるさ紀そ鷦鷯と書佐るるもられるぐ
とぐりる又一説ふ雀字大雀尊と古事記ふ書ぐるるるい古訓ふ
るべるちるとい水紀ゆゑ本艸綱目時珍説上女い甚容るる紀隼い短尾
の鳥を稱とる字るれば合るる雀字を似るとぐり後世さると稚くど
すゆと訓ふも水紀るふ勇ものもでめるりへひめ瓦ともひて玉瓦の歌るり

もるめの絶絶とりあい看変娘とりふ草ふるる皆水紀りのもと一去人の話
るるるるるちるころあ紀りめふ載ふりるい南留辺志の説を補ふ
愚按ぐるふ日本紀ゆへひるさ紀を大鷦鷯と書ぢたり鷦鷯八今ものさ
さと呼べるるその形雀ふりも小るるるをひふるるぐさ紀い鷦鷯の古訓
るる雀いそれふり方紀ゆるれば大さ紀と唱ふるゆや

白氏文集古塚狐妖且老化為婦人顔色好頭變雲
鬟面變粧大尾曳作長紅裳徐徐行傍荒村路日欲
暮時人靜處或歌或舞或悲啼華肩不勝花顔低忽
然一笑千萬態見者十人八九迷假色迷人猶若是
真色迷人應過此彼真此假俱迷人人心惡般貴重
真狐假女妖害猶淺一朝一夕迷人眼女為狐媚害
即深日長月長弱人心何況褒姒色蠱惑能喪人家

覆ニ人ノ國。君ノ看為ノ害。淺ノ深ノ間。豈ニ將ニ假ノ色ヲ同ニ真ノ色。世亭子云
世の童子ホゥヴゥ〳〵ちの蒔を踊しゐが狐ハ化し〳〵美女となれども人ハ淫
ちるのまハ〳〵ざるうをちるべ〳〵妖狐ハ真の女よりねバ一朝一夕人の眼
を逐ちるのを故ちその害既淺〳〵真の女が狐媚をなすとなれいちの害ふ
ハ月長〳〵月長〳〵人のひを迷ちるのるれば褒姒妲妃が類人家滅喪
一人國を覆ちる至ちり豈假色をなり〳〵真色と同〳〵ちん中とおり世
狐ゲ人の婦ちるりまを生ちのまるゆられ真の色ハ等白氏も真假を論
ぞるよりひまるん一笑を發べ〳〵

○唐山演義の書ハ九尾の老狐化して妲妃となり紂王を蠱惑せ〳〵を
作り〳〵ごこまも好事のものあり又く　近衛帝の宮嬪玉藻前と又狐
妖を作り世〳〵ハ婉曲の滑稽なるが何人の序お年ちり從至ちのそこ二國傳来
の怪談ちりぬちの草紙ハ〳〵写本ハ〳〵行ハて弘近曾繪ちり紀扱ハ漏く

ちとく行ハて九尾の狐とハ妲妃玉藻がみとと假ちも合点ちり今按也
ちの九尾の狐ハ陽獸ハ民ノ氏春ノ秋。烏ハ年三ノ十ノ末ノ娶行塗ノ山ノ恐ノ時ノ
暮失ノ嗣。辭メ曰ノ吾ガ之娶必ス有ノ應也。乃チ有ノ白ノ狐ノ九ノ尾ノ而造ノ
于禹ノ。禹ノ曰。白キ者吾ガ服也。九ノ尾ハ者其證也。于ノ是塗ノ山ノ人
歌テ曰ノ。綏綏ノ白ノ狐。九ノ尾麗ノ麗ノ成ノ于家ノ室ノ我ガ都悠ノ曷ノ于ノ是
娶ル塗ノ山ノ女ヲ。○白ノ虎通ノ狐ハ九ノ尾者ハ何ノ狐ハ死ノ首ノ丘ノ不ル忘レ本ノ
也。明ス安メ不ル忘レ危ヲ也。必ス九ノ尾者ハ何ノ九ノ妃ニ得ル其ノ所ヲ子ノ孫繁
息也。於テ尾ニ何ノ明ス後嗣ニ蓋ル也。○潤ノ確ノ居類ノ書。郭璞賛ノ青
丘ノ奇獸。九ノ尾之狐。有ル道翔ノ見ル出則衛ノ書。作ル瑞ヲ周ノ文ニ以テ
標ニ靈符ノ亦王ノ褒四ノ子溝ノ德ノ論ニ文ノ王應九ノ尾ノ狐ニ而東夷
歸ル。周ノ武ノ王獲ル白ノ魚ノ諸侯同ノ辭ス。ちれちるの祥端を挙ハ〳〵ハ中
海ノ經ニ。青ノ丘ノ山ニ九ノ尾ノ狐ノ能ク食フ人ノ食ヒ之ヲ不ノ蠱ニ。又同書ニ青丘

之國ニ有リ狐ノ九尾。徳至レバ乃チ来。注ニ青丘ノ國ハ有ニ東海之北ニ。

也い九尾の狐いめくゝ憎むべきあらべ（亦按ずるに狐妖怪藻前のる下学集中巻第二狐犬狼の注に見えたりかれば文安已前の小説なりと云ふ）

○図ー陽雜俎。段ー成ー式云。狐ー夜擊ル尾ヲ火ー出。將為ル怪ヲ必戴ク髑髏ヲ拜ス北斗ニ髑ー髏不墜。則化為ル人ト。とゝりられて狐の髑髏を戴くらーを物ふも書その圖も画師の筆ふんとれば婦幼もそゝーられを

ちれをたゝれども髑髏のそまゝ限らぬまや七夜某の祭ふ嘗上もふゝりしとゝ

九月の比降つゞ化ける雨霧ふりれば端山ふ茸特ゝとゝ友ふしゐ三軍

を繡引ゝく田中の捷径を四ゝ行ふ野狐の行くゆゝらんもるをそこ近くゝ

ゝゝくゝられをえればこの狐一條の枯芦を弄て畔ふ散たりる柿の葉を

拾ひつゝこの芦へたゝぬゝたゝり彼何の為ふ問ゝもるまやゝん音るゝそゝ密語

ゝゝふりろとも〻掛稲の蔭ふ集合ゝゝいゝゝたゝふ狐いともたゝしさゝりゝん

柿の葉をさゝゝはゝゝゝゝゝその芦伏猫のゝゝゝ中ー沉め項ふ被ーゝゝゝゝ

しが忽ふえゝゝゝひぬゝゝゝゝたりのえんとゝゝゝゝゝゝゝゝ日い傾たたり後ゆへ

とゝく先ふたちあゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ亦二三町ゆくふひゝゝゝゝゝゝ独木橋のほとりふ微

妙ゝゝゝたけたる女楓のいろゝゝ降ゝる一枝を肩ふてゝゝりあゆんゝゝゝゝゝ

ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

新渡の小説なども大ゝに野狐の怪談のミたゝりゝんばかりよいなど

十 物の名

物の名ゝなどを和訓ゝるゝべゝ煩わしべゝ強ゝ考ゝるゝよゝゝねどゝゝ

ゝ書つく悩いと毋ゝるゝべゝ

果ゝゝいゝ涅ゝゝその色をゝゝゝゝ名ゝゝ和名抄に云ゝ涅唐韻云水中黑土也。奴結反和名久利 論語陽貨篇 不曰白乎。涅而不緇。注涅染皂物とゝゝゝ今ゝゝ色とゝゝゝの涅染の餘波ゝその色栗の皮ゝ似ゝ蛤ゝ

ゝゝゝ濱栗ゝゝその形の似ゝるをゝゝ名ゝゝ蜃ほゝゝゝ火を郎ゝ泥亀を泥を郎とゝゝゝゝゝゝゝ妻いにしへゝゝゝの器ゝゝゝゝゝ夫婦相共ゝ稱ゝゝゝゝとゝゝゝ髮ゝゝゝ上ゝ肢體の上ゝ生ゝるゝのゝゝゝゝゝゝ頭ゝゝゝゝ上ゝ方歌万葉集ゝゝゝゝゝゝゝ

家の名くと魚売いつと思持ごとちくひ
ものを鬻べーとを唱くとのどくるのをを
ぶるあはをのとめる頼おわるくと 蕨 さるるの酒臭く魚字をるくとも訓くと臭屋
をるや魚売をるひとるど訓るまくちるべー 鮒 ふるい鮒臭まく鮒い音臭
い訓く音訓うちゃうーく稱さるのを 父母 をゆどいろはとのるどい家尊まく
音くいろはい氣母まく訓く世俗られを湯湯くくといい 虎耳草 ぐさうを
その葉虎の耳と似くられが唐山をそうく名はけたるをこが邦またその花の白
くて雪花のちりめるをうるりとくゆたのちくとるつまーを虎の身と兵
ちるい遥くまーたとと鴨足草と書くきんさくとるりをいをのるちち
鴨のるーと似くられが見も虎の耳といろんとうり愛たー桜と虎の尾るどいい
虎を員ーたるも似げるー虎狼い母をろーげく武事るい可るり 海藻 とと
ちくんいるる名とるもはホとどろもとるつりとられを糞まべらく凝るるのるれがいい
名ありちろくと中葉ちりとちちをとろぶとをちくく紙とく

いとくちるる蟹をいふさくるの蜘蛛とつぐけるるい蜘蛛の形ちひさを解まと似た
まべるり又網とめれる蟹を搦捕よりくそたる聯句あり 餌鵝 偷鷂 蘭渾
蜘蛛 獅ーを子ノ 抛毬 蟹 入ニ魚罩ニ 却似結網蜘蛛ーニ。 蟹 川 後ー蟹ー録 ようえくく

○と徳と九十九里といふ濱あり 白里 と書をとれ訓くと百の一ををまい九十
九とある頼朝卿彼地へ勅を広と廣常常胤ホを招たるひーとを教
めひーらーと土人の説くと是否いちるど近属江戸まく琉球芋をこ炮烙るを蒸
焼すーたるを八里半と号くと貴くとの丑くーくその味くりるちりくとの延く
赤浪義まて味醂の中へ番椒付られとるく辛れを搗ちべたるを天竺味醂
とるのちとどれい天竺へ到るの遥るくその滑稽殆絶倒と野夫まも切者
ありとるるをやりるべかくん

○たれ五ちが物くりとその國那さく方をとたりる六月村と書くとくと村と、

○ふむ村のりとどこの義例よりふん中業育の字を悔りて六日と書しが例とな
まく終より改めどとつりしべく村の名より注るゝと云続めるれりの考あり

○事一文 前集ニ云。アーヲ云。孔一子 過ニ盗泉一渴矣而不レ飲。淮南
子ニ亦一云。曾一子 至一孝ネレ過ニ勝一母。墨一子 非レ樂。不レ入ニ朝一歌。蓋
その名を憎めべ 本邦も岐岨より白彼と呼ぶ坂あり。孔子の道を学ぶ人
八儔躊ふべ〜東海道より親ちらどまちらどと唱る荒磯あり又城後 曾子孝
を羨むのい過らず近属あるのよりし小野お通老ゝ後その女伝濃ある
松代よりりり西を親むゆをやりして使君のゆゝを蒙り迎の後者をつ
いちゝ行よお通いかゞて信別へ乗れつそのられ迎の後者ゞふ姥捨山いとゝよ
三をちゝどを立りあらどやとちめだらゝ殘りべか通られをゆゝ
母ゞ捨の山よりへらず名を始ゝ車を出ゝと人もとそあれとらゝそたちも
ちらゞりしとあん志あるのい婦女ゝとめゝども見識卓ゝ丹波ゝるてゝうち

栗を炭ゝ饗ゝとも陸郎ゝ等ゝ孔孝ゝあらゞられを懐ゝまゞうもおゞゝん

○箱根ゝい原笹荷ゝ書り 桓武天皇の延暦廿一年五月庚戌。廃相摸国足柄路。
開笹荷、途以富士焼碑石塞道也。翌年五月廃笹荷復足柄舊路。亦近江の大津い駑名古津ゝ
ちんゝ延暦十三年十二月ゝ大津ゝと改られゝり類聚国史日本後紀考べ

○ある書ゝ犬ゝろゝとゝい梨ゝいそのゝ大るゝりの周一尺四寸北国小麦ゝ奥羽数
田の産他別ゝ倍ゝと猫樹ゝゝあり梨ゝ落られゝあゝるゝれい忽ゝん枝り
名ゝゝとゝのゝりゝの名も亦笑ゝゝうゝあらゞゝ梨ゝい食物ゝうゝあゝりゝ殺ゝと
いふ義をゝりゝく名ゝとゝるゝゝ西ゝしゝゝゝ

○芋艾 ニモギ 草麻 イヌナヅナ 蘆麻黄 イヌトクサ 薇 イヌヤヘナリトウ 鹿藿 ホ毛 舉 ヨ 遑 ウ ど 宗盛 が 大祇 波 集 ホ の
ちろ〳〵名付くといふ

○江戸麻布の并橋 ハ 古名 ヽ 國府 ヘ その物 とい ふ 義 ヨ ク 國府方 ヲ ん と ふ
説 あり

○近江の源五郎 鮒 ハ 室町家 の ち に 錦織源五郎 といふ の 湖水 の 漁猟 を 司
ま ち 毎朝 大 な る 鮒 を 京都 へ 進 ら せ り ぞ この名 あり と いふ 佐渡 ヨ 鯛 の 醤 源
ハ といふ 臭 あり ち ろ 名付 たる 故 い ち ら ど この 餘 トクヒレ 福鯛 針千本 箱ぬび

鮫の守り ちたち 江 コウラク 龍宮の鶏 うどいふ 臭 三十種 あり と ど 予 ふ そ ど その 魚
を ん ざ れ ば 汐 も 圖 ち ど ち れ る へ ヨ ち づ ぬ べ ー

○古歌 ヨ 物 の 名 も 有 ヨ ち て 面 ち る し 難 彼 の 芦 い 伊勢 の 濱 荻 と 旅 く ま ち 伝 極
が の ヽ 名 の た こ や 故郷 の い ち の ぼ り と ふ ひ ん う べ ち り 紙 ま る い 天 麿 天 延 の 比
和訓 ち り し ち や 和名 鈔 ヨ 紙 老 鴟 ハ 辯 色 ヨ 成 云 紙 老 鴟 。世間云 以 紙 師 号 之

為 鴟 形 。栄 風 ニ 能 ー 飛 。一 云 紙 鳶 ち ん え く り 今 は ア ち ど こ ま を
た と と い ひ 京 浪 華 ま ち く り の ぼ り と の ふ 章 奥 も 烏 賊 も そ の 形 の 似 ち を ち く
ま ち ん 亦 江 戸 四 谷 ち り 鳶 の 形 ヨ 似 り 出 ち を 四 谷 ま と ふ 考 ち の ぬ の 変 る

その名を章魚烏賊ヨ奪 ま た る ん 朽 を ち く 分 や 去 年 の 春 ち ど ち ま る
ち れ 年 の ち ん や と ち べ い ち の ぼ り 鳶 ち ち も 鳶 小 春 ち く

十 檀那 白人 附

今人の家僕たるものその主人を称して檀那といふ亦家僕たるものも貧人い富家を称して檀那といふ伊勢の民間その子父を称して檀那といふ按ずるに檀那ハ具ち陀那 ダナハツ 梵語 ボン ニて施主 セシユ といふ意 ニ 凡 オヨ 出家 シ た る 人 俗 ニ 稱 セウコ ス る 人 似 ニ 辯 ベン 六 ロク 度 ト 法 ホウ 云 。檀 ダン 那 ナハ 柔 ニウ 言 ニ 布 フ 施 セ。若 モシ 内 ニ 有 テ 信 シン 心 。外 ニ 有 テ 福 フク 田 デン 有 テ 財 物 モツ。二 事 和 ー 合 。心 ニ 生 ヒヤウ ニ 捨 ー 法 ホウ 能 ヨク 破 ハ ー 慳 ケン 貪 ドン 是 コレ 為 ス 檀 ー 那 ナ と 飜 ホンヤク 譯 ヤク 名 ミヤウ 義 ギ 集 シ

ゑんたりかれハ積れハ財施の義ゝ施主とゝゝ如〳〵貧者ゝ如〳〵乞
ゝゝ田ゝゝ富人を檀那とゝるゝハ編るゝ唐山ハ富ゝ威ゝゝゝを
大官人と稱〳〵亦財主花主と稱ゝゝ編の言葉ゝゝ
同ゝゝハ祖徒翁の奈良志ゝ高泉の異國より持来り母の神ゝ
長金孺人紳士と題ゝゝゝ高泉ゝ後ゝ〳〵備のゝゝ比者ゝ戒名つ
ゝゝハ異國ゝゝ〳〵佛法ゝゝ紀ゝゝゝゝ今ゝ拙ゝゝゝゝ方の戒名
ハ往古の謚号を擬〳〵ゝゝゝゝ〳〵ゝゝ何院ゝ〳〵唱ゝゝ疫人
ハ面目ゝゝゝ亦世ゝゝゝ
ゝゝゝゝ

之る是年山紀聞耀齋隨筆ゆゑ字のゆを論じられたるどゆ考漏されしゆ
うり
あり今按ずるゆ玉海ゆ安元三年四月二十日　宣旨依奉射神
獄給獄所輩とある條ゆ田使俊行字難波五郎　藤原敦直字早尾ゆとゆえ
又奥羽軍記ゆ字荒川を郎字班月十郎ゆどゆえ〜とゆ難波早尾荒川
班月ゆど稱ずるゆ後世ゆゆ苗字ゆるゆり苗字の字ゆ則字の義ゆと思へゆ
ゆゆ五郎六郎ゆど稱ずるゆそ世ゆゆ異ゆれ甚難波と稱〜早尾と稱ずる
字ゆゆ孫へ代ゆをゆて苗字とゆゆり人のゆゆゆの父を同苗と唱ゆゆその義
審ゆり俗說辨ゆ今の苗字とゆゆゆゆ姓氏ゆゆ家号ゆとゆゆゆゆど苗字ゆ
字の字ゆゆゆゆゆゆゆれゆ叫ゆゆゆ字ゆと稱ずるゆ喪少の字ゆと稱ずるゆ〜ゆゆど
士ゆ苗字とゆゆ市人ゆ家号とゆゆ亦ゆれ故ゆり

○今人ゆ名を名昔とゆゆ字ゆを俗名とゆゆ右ゆ所ゆゆゆ舊官名ゆる
ゆゆゆ世ゆをゆ〜ゆれゆ就中藤内平内ゆど稱ゆゆその職ゆめ人ゆ限ゆゆ〜

藤原氏の人内舍人ゆる元藤原と稱〜平氏の人内舍人ゆる元平氏と
稱ずゆ他ゆ同ゆ名ゆ〜ゆゆゆゆゆゆと奈留ゆゆゆゆゆゆゆ

も先祖の諱より同名隔の名付をせあらべくば拾玖節用ホをつくるお茂よ
経の字をトシと訓じ蓋宝蓮院殿の諱をヨシトシとよみ寄ねば
亦云大塔宮の御諱を護良とよみ〳〵モリヨシと世よいひ伝れど実
モリナカとよむしたがらもれあれら又同時のとるに義経のとるべく世
〳〵代るべくまゝあらじと記されたりけるも諱よりさるべくの唱ある事
受るべくもいはる続ぬるものすべく南朝の将軍宮懐良親王を世人呼
イリヤウとのゝ続くるを唱をもらるべく貴人の諱よい当時假字を
後世よ代まるべくぞ賞る

○東鑑 正治元年八月廿日の記ホ前日中将家 頼家 景盛
を殊ぢぐれ〳〵尼御臺所 政子 伺々ホ三郎兵衛入道〳〵と祖父
練ちあり孫ヨ北條ハ者親戚也仍先人頻被苑芳情常令
招座右給而今被草等無優賞剰皆令與実名給

之間各恨之由有其聞所詮於事令用意給者雖
未一代不可有盛吹儀之旨被重諷諫之御詞と緑ち損亡
弱官とのゝども者〳〵北條い元老ろうとくべくも居ち人間をらるホ
その実名をぼくを恨とせり亦日知孫巻之四人君孫大夫字又巻
廿三人主呼人臣字とりム仮者〳〵べし

○平家物語ヨ治承元年五月五日の日天台座主明雲大僧正ム請を停止
ちらるゝ流人を仇使ふ如意輪の本尊をめぐりひれ拾ふを夜長
ちらる云云陰陽師おべの泰親が子ども〳〵者の明雲とのの
ものとそろるは日月の光をうばくもる雲ありとぞ人ぶらる曲亭
ム云荘子ヨ名者実之賓也とのつるべく文字を擇べし同書了
清盛禍福の中よりし比おそろしかりけるとも光白河ぬりゝ一首の御製
をもそらくわられけゝ

夜ゐんをとなぐりをよ末のゝよ清〜盛をるゝ今もそのあれ

是らしく清盛とゐるのゝ也とゝれと記〜たり曲亭馬云平家ハ奥盛ゝ代と

盛のゝをゝ〜名ともり疑らゝハ清く盛ゝるのゐん故ハ後人の附會な

らんゝ清盛ゝその行を淫奢じめば一門不忠義の高位高官ゐハ升ゝ

ゝん富を欲ゝれば仁ゝるゝ〜ば仁ゝるれば不富清〜と盛ゝゝんゝ難ゝる

○往古ハ人の名も今ゝハ同じゝ或ハ文字の音をゝとゝ〜或ハ文字の

音と訓とをゝ〜併せゝゝ〜その人の隨意記〜ゝゝれば文字の数も定らゝ

五十四代　仁明天皇の御代ゝり今の代の人の如〜ゝ多〜ハ文字の訓を取

ゝ二字を用ゝることゝハゝりけゝと神皇正統紀ゝゝるゝれたり始　安康

雄略以降三公百官草木鳥獣をゝとゝ者とゝるゝゝりゝその十が二三を

ゝらぐ　雄略ゝり　推古の間大臣ゝ真鳥馬子ゝハゝり　仁賢天皇の四年

輔臣謀反ゝゝ〜誅伏を　元明天皇の和銅元年四月後立位ゝ柿

本猟率　孝謙の御時ゝ柿本枝成　文徳の御時ゝ橘百枝南淵永河

清和の御時ゝト部ゝ屎麿ゝ下野の屎ゝホゝりゝる是國史ゝ載ゝ不ゝゝ

餘ゝ兎魚養犬養堅魚真鯨ホ勝ゝゝゝゝ〜ゝ数十代の御代を経へ

正親町院の永祿の比ゝり諸國の武士ホゝ奇異ゝる名ゝ多ほゝり

その十が二三をゝらぐ山中鹿ゝ幸盛秋宅庵ゝ寺本生死ゝ光道理ゝ藪

中荊ゝ小倉鼠ゝ山上狼右衛門以上尼子家の十八森黨大内家の十本

枝黨吉見家の八谷黨尼子家の九牛士里見家の八大士牧峯ゝ遑ゝゝゝ〜ゝゝ軍陣ゝ臨ゝ名告ゝゝ敵ゝ

ゝらぐ名ゝをかばえさゝゝんゝゝゝゝ戦せゝゝ武備ゝゝゝゝ文備をゝ

名の野ゝるひさゝの猛ゝさゝ〜雄ゝゝゝゝ

○海賊ゝる人の名ゝ今ゝゝゝゝ

ゐんのよりとそ是は一男を左京二男を二郎とのゝ呼べば各人よりて紛
らわしき住処の地名などを祖父又父の名を被て東の四郎が一男を東
四郎左京又それが二男をそれが三男をそれぞれ東四郎左京三郎と呼ぶとは世又伝渡の
ハ女の名なにさとりのが聟あり是とそその放いたらぬ又あさとりの名も世不
ゐとそれハ朝夕生出たる名にしとりの益なもられなおるゝ男子なを
朝夕夜夕夕夜などの名共なりの夜ハ亦猿松憍慢公儀なるべしとのもあり亦
仲兵衛が一子なる伊平又支平が一子なる支兵衛と名共なりのありとそれその紛
の俗習便宜なる任せなりのそれぞれあれども紛らわしなるべし

○太平記なる云たる殿法印良忠ハ関白藤原道平公の二男なりて殿と
稱せ殿とハ関白殿のおんなとなりて殿と往昔ハその兄その良人の官爵
を被るとその妻を呼びなり例ちば和泉守橘道貞が妻を和泉式
部と稱ハ伊勢守継蔭が女を伊勢と稱せハ郡ちれば伊豆の大嶋の

居民その又祖の名を被て呼ぶハ古風の遺るなり

○天子の諡号ハ院号を唱ちて世とのたの　安徳　崇徳　順徳の三重
往古諡の法と稱ハ呼ばるべし　後醍醐院を世とハ　後醍醐天皇と称
も御法躰ちしたるとハ皇徽紀運録并ハ古記録なる
後醍醐院とあり本朝世系求第七十一編ハ　崇徳傾覆　尊治濫賞と
題ちり　尊治ハ　後醍醐院の御諱ハ国史たりとも天子の御諱を明白
なる載する例なるられらハ兵書ハ唐山の紫求なるひろ文字の数を
おハ顔をとるのへんとなる行ハ不敬非礼の腐敗をなるり他者ハ
ろいびんなるべし　後鳥羽院の諡号ハ増鏡巻の二なるとたり何ようの
の頃　後鳥羽とあらたあちらハ増鏡巻の二なるとたり何ようの
おらたとられたるとちあのかん諡とを優ハとはえあひが孫徳公と呼ぶ
辰ハの諡を避ものべた　東鑑巻一延應元年五月廿九日追号顕徳院云云
ゐとるのほたびねぐ

曲禮に名レ子ニ者。不レ以レ國。不レ以レ日レ月。不レ以レ隱レ疾。不レ以レ山川。

とあり。平人のなをいみなとあるに異朝の法は天子の諱は筆して此文字なる

故にその名をあらためらるる。秦の始皇帝の諱政とやうにて

なる。正月を端月と唱漢の呂后の諱雉とやうにて雉を野雞と改られる

ぐ是なり　天朝は上代は天子の諱の文字を避ることなくえず

なる制度あらば天地日月なりともかるべき唱を改らるべ中葉ようを

唐山の法則にならひてなひて　淳和天皇の御一名を大伴とやうにて

大伴氏を伴とぼせあひ〜にて呼大字のこを避て政正同音なりとて四月

を端月とやうに〜最密なる制度にはなるべと亦染殿太后ようにて

ようにはなるを御とやうにて後は捺るを花を改て常夏と唱ようにて　祇園

抄大鏡裏書を引て神原玄輔老人ひろく圖史筆を絶て後は一

なる制度なるべ　後醍醐院の建武のころ正成義貞朝臣のその功を

かぞへられる高氏ぬしは天子御諱の一字を賜ふ尊氏と唱さ〜あ人

しかつ〜ころ〜ころ〜ころ〜士をなづんとの御謀畧なりとも　先王の義

弱なるにそむかせのあるべ〜中興の御志は遂ぬりさりげもうべなるべや

赫奕姫と稱ぬ〜少女三人あり古事記垂仁天皇紀は大筒木垂根王のなん女

迦具夜比賣あり竹取物語は竹取翁さるんのみやつこが養女あ〜やひめとて

大鏡巻二清慎公のかん女よめ〜やひめあり古事記と大鏡のなり世俗の

ならるるのおほりとなりなりなりなりなりなりの世の人は贈答もるるの大なる実へ小

なんで古今未生の妖婦なる竹取翁が女のこ世は名高なん仰り物語なれば

天朝の古記録はなまの〜字を稱せるの雅俗新古の差別あり。文德實録巻十。第九葉

天安二年三月乙亥。冊波守後五位下。文室朝臣助

卒。助一雄ハ者。中納言後三位直一世一王之第二子也。

王一明。少遊大一学。略渉経一史。云云。同書第十九葉天安二年六

月己酉。云云。大学助後五位下。山田連春城卒。春城
実ハ連城。右京人也。云云。亦同書巻八。第十八葉後六位下和
朝臣字子授後五位下。とのみあり。これ官職の名なく字の義なり
ゆゑなし。閑よ抄録。亦三代実録巻十七。第十二葉貞観十二年二
月十九日辛丑。云云。参議従三位春澄宿禰善縄薨。
実ハ名レ達。左京人也。云云。これらこそ菅三文麻呂の上なり。当時大学寮
堂監の学生を唱んなるべし。僕法よ倣ひて字なくなるべれど。大学寮
ゆゑ人ゆゑ人ゆゑ人

以乳母姓為之名焉。故以神野為天皇号云云。

ひる制度亦はなはだ

藤原日本

燕石雜志巻之一